

議長(野口源次郎君) 出席議員半数以上であります。これより議事日程第4号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、前日に引き続き市政一般質問を行います。17番中田 剛議員。

〔中田 剛君登壇〕

17番(中田 剛君) おはようございます。

日本共産党を代表して、質問通告どおり質問をいたしますので、市長、関係理事者におかれましては、疑問の余地のない答弁を期待いたします。

最初に、不況対策については、市場・商店街の活性化、特に影響の大きい大型店の出店規制の問題も含めて質問をいたします。

市長の施政方針演説の中では、利便性の高い魅力的な商業の振興を掲げ、商店街や市場、組織がないところでも、商業者グループなどの実施する商業活性化事業について、きめ細かな支援をすると述べられています。

私は、この点では、行政が商店街や市場、商業者の要求や願いを十分につかむ努力を行い、単に融資での支援だけではなく、経営の基盤を直接支援する努力が強く求められていると思います。

予算案の中でも、新たな事業として、アジア商業者との交流事業費、まちづくり機関として、中心市街地商業活性化事業への助成などの予算も含まれています。もちろん、これらを否定するつもりはありません。ただし、深刻な経済情勢の中で中心商店街である浜町商店街の店さえ廃業や倒産に追い込まれている。市場についても多くのところが店を閉めざるを得ないとき、商店街や市場がどういった支援を求めているのか、そういうところに対する指導や援助はどうあるべきであるのか、こういった点、市の具体的な対策を強く求めたいと思います。

そこで、私は、長崎市が中心商店街や各市場等に対し、元気を出せる具体的な対策が必要であると考えています。

昨年、長崎県は、夢彩都オープン後の浜町など中心商店街の影響調査を実施いたしました。その結果は、3軒に1軒が20%以上の売り上げ減になっている、このような実態が明らかになりました。

なお、市の調査は、アミュプラザ長崎オープン後の状況も含めて検討されているようですが、まだ結果が出ていない状況であります。

この結果を待つまでもなく、私どもは大型店の進出がいかに商店街や市場の活力を奪っているかを指摘してきました。これは長崎市だけの現象ではありません。多くの都市で疲弊した商店の実態が浮かび上がってきています。

私は、大型店を容認する意見は、主として利便性の高さのみが強調されていると思います。具体的には、例えば大手スーパーなどに行けば多様な豊富な商品から自由に選んで買い物ができる。店によっては食事や遊びもできる。この機能のみが利便性の高さとして強調されていると思います。しかし、だれでも気軽に大型店に行けるわけではありません。言うまでもなく、すべての住民が大型店の近くに住んでいるわけではありませんし、車で行くにしても、60歳以上の女性で車の免許を持っている人は、今日20%以下であると言われていています。さらに年齢を重ねると、車にも乗れない状態がふえてくるでしょう。こうして大型店についていけない高齢者の方々は、長崎市でも特に斜面地、高台地域に多いのであります。行動力や機動力のある人の利便性のために、高齢者や障害を持つ方が犠牲になっているのが、今日の状況ではありませんか。

大店立地法を初めまちづくり3法は、このような実態をますます深刻なものにしているのが現状であります。

私は、まちづくり3法の中にあっても、多くの都市、例えば東京では渋谷区であるとか杉並区であるとか、あるいは墨田区であるとか、金沢市や京都市、仙台市その他たくさんの都市がありますが、大店立地法を乗り越える新たな条例等をつくり、商店街や市場に元気を取り戻す施策を実践しています。これらを参考にしながらも、長崎市独自の条例が必要であると考えたものであります。市長が今後、活性化に向けて、どう取り組みを強化されようとしているのか。

また、大型店を規制する独自の条例が必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、雇用問題についてであります。

現在、全国的には、完全失業率は4.7%、完全失業者数は314万人との数値が示されています。この

数値は、昨年1月から毎月継続されているもので、事態は極めて深刻であると言わなければなりません。労働力調査では、ハローワークに1年通っても仕事にありつけない人がふえ続け、80万人を超えると発表されています。また、潜在的失業者は412万人を超えと言われ、実際に働きたいと願っている人の数は700万人から800万人と推定されています。

本市にかかわる雇用状況も、月間有効求人倍率が、一昨年は4月、6月と0.30の近年最低の数値を示しました。現在でも0.50あるいは0.51、こういった厳しさが持続されています。この特徴は、単に中高年齢者の働く場所が少ないだけでなく、若年層、新規卒業者も含めて仕事がないというのが特徴であります。

また、この雇用状況を裏づけるように、商業の統計調査においても、商店数、従業員数、販売額なども含め、すべての指標で減少傾向が続いています。

私は、率直に言って、雇用・失業問題を考える場合、日本の大手大資本を中心にしてのリストラ、中小企業や下請いじめは歯どめをかける必要があると考えています。次に、長時間労働は社会的にも抑制をし、雇用全体の底上げを図る必要があると考えています。

また、行政サイドの努力として、市場が活発にならなければ雇用はふえないとの見方ではなく、臨時あるいは応急の公的な就労の場を保障する取り組みがあって初めて、失業者の救済の面だけではなく、地域経済の立て直しに結びついていくものだと判断をいたします。

この点では、市長の努力も要請したいと思いますが、雇用対策に取り組む決意をお聞かせいただきたいと思います。

次に、観光の振興について、本市が力を入れてきた修学旅行対策について、これは端的に質問をいたします。

昨年12月、本市におきましては、長崎市修学旅行誘致対策協議会が設置されました。最近の修学旅行の動向が国の特例措置のもとで航空運賃が安くなっている沖縄県への訪問、また、外国への修学旅行がふえるなどの中で、本市への訪問がなくなっている実態を直視し、打開策を図ろうとする今回の協議会は、その検討さえも十分に行わ

れる必要があると思いますが、設置そのものが貴重なことであり、その成果にも期待したいと思っています。

長崎市への修学旅行は、歴史学習、平和学習など貴重な学習資源を生かして積極的な誘致対策を進めてこられました。今後、どのような打開策を模索されているのか、見解をお聞かせください。

次に、環境行政は、ごみの不法投棄の問題について質問をいたします。

川平地区に住んでおられる住民の方々の率直な相談もあり、党議員団で現地調査も実施をいたしました。率直に言えることは、どうしてこういった事態が長年放置されてきているのか、行政の指導や監督はやられてきたのか、こういった疑問でした。例えば、純心大学の近くは、およそ谷の一つが完全に埋まってしまふほどの膨大な量のごみが埋められています。その中身も家庭の電化製品あり、ビニール製品あり、紙くず、建築廃材、学校の机やイスなどの教育資材、事業用として使用するでありましょう変圧器なども含め、およそ社会生活を行っていく上で必要なものはすべてそろっている、このように言えるほど多種多様なごみが捨てられています。

一方、市道三ツ山町8号線の近くに鹿島神社という名称の神社がありますが、この手前には道路に沿って、両サイドに2段、3段、4段と重ねられた廃車が山のように積まれています。本来なら、この三ツ山地区は、小川のせせらぎ、緑に恵まれた静かな自然環境であるでしょう。しかし、見る影もないその姿は、私たちは改めて人間が自然環境を破壊している姿を見せつけられる思いでありました。

聞くところでは、環境部にはかなり早くから市民の相談があっているようですが、なぜ長期間にわたって放置をされているのか。環境部は今後、どのように対応されていこうとしておられるのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、浦上水源地上流の水源地汚染対策についてであります。

今、指摘をいたしましたごみの放置場所は、浦上水源地の取水場所の上流に当たります。「水道百年史」によりますと、この地域は川平水源と呼ばれ、第4回拡張事業において、人口増の滑石地域への送水を目的に、浦上水源地のかさ上げとともに

に、1日新たに3,000トンの取水を可能にするために工事が行われたと記録されています。歴史的に水不足に悩む長崎市の水道は、早くからこの地域を川平水源と位置づけ、取水施設や導水トンネルをつくり、貴重な水資源として活用してきたのであります。

指摘しました純心大学のそばのごみの埋立地には、そのまま水路が走っています。ごみの上や中を流れた水は、浦上川上流の受水口からそのまま自然流下で浦上水源地に流れていく形になっています。

地元の人たちの話では、この下流にある田んぼも油が流れ込み、昨年から稲作を中止しているとのことでありました。油が流れ稲作が中止されているという深刻な状況のときに、私は、先日の水道局長の答弁を聞きまして、これは余りにも無責任な答弁ではないかと率直に考えたところであります。

市水道局は、ややもすれば最終的には水は塩素で消毒をするから問題はないとの考えも場合によってはあるでしょう。しかし、貴重な水源を大切にする姿勢こそ重要であると考えています。

水道局長の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、市町村合併の問題について質問をいたします。

伊藤市長は、施政方針演説で、市町村合併を視野に入れた本格的な検討を進めるための準備会設置を考慮し、広域圏における協議を深めると述べました。伊藤市長が、これまでは他の町の動きなど情勢を見ていくとの姿勢を示していた範囲から踏み込んだ発言として、私は受けとめているところであります。

昨年11月、当時の自治省は、都道府県作成の合併の組み合わせが新たに出そろった時点で、都道府県がどう合併を推進するか、新たな指針を通知すると決定いたしました。具体的には、県に推進をさせるものであります。この間、政府は、人口の少ない町村に対して、地方交付税を段階的に削減をしていますが、まさに、むちによる上からの合併促進策ではありませんか。

総務省は、合併に積極的でない町村の権限を窓口業務に限定をして、都道府県が政策的な事業を代行する小規模町村制度なるものを導入し、町村

合併特例法の期限が切れる2005年をめどに検討するとしています。これらの措置は、小規模町村と住民の自治権を根本から否定するものであると考えます。また、政府は一方では、財政支措置を受けられることができると、さまざまな財政措置を打ち出しています。しかし、交付税の増額措置等も経過的なものに過ぎず、永久に保証するものではありません。

私どもは、正しい意味での地方分権には賛成であり、市町村の合併についても機械的に反対するものではありません。しかし、今日の市町村合併に向けての国や県の姿勢を見ると、効率的な安上がりの行政にしていくことに力を入れ、住民の側から求めている地方自治体に権限を与え、それにふさわしい人と財源を与えるという点では、全く中身が示されていないのであります。

私は、現在の合併に対する動きは、まさに政府が上から押しつけ、強制的に推進しているものであり、住民の意思は無視されていると判断をするものであります。

私どもは、市長が合併問題に対して、1つは、関係住民の意見を十分に聞いて耳を傾けること。2つ目に、そのためには合併問題でのメリットあるいはデメリットを市民の前に明らかにしていく。情報公開を徹底しながら市民の十分な判断、この時間を保障しながら事を進めるといった点が一番大事だと考えています。

市長の見解をお聞かせください。

次に、被爆地域拡大是正の問題について質問いたします。

去る2月15日、被爆地域拡大是正に関して2回目の検討会が実施をされました。市長初め原援協でも関心を持って議論を聞いたところであります。この中で私が特に注目に値すると判断した点は、検討会の結論は科学的・学問的に行い、「世界の科学者の目にも耐え得るものでなければならぬ」とし、学問的にも相当高い水準の調査研究を行うと位置づけられました。また、意見の中には、日程的に余裕がないのではないかと判断も示されました。現在は、具体的結論を出すための研究班における調査研究を行うとして、現地調査の準備が進められています。

私は、学問的検討はよいとしても、研究班における調査研究を行うとして現地調査の準備が進め

られている状況の中で、その結論が被爆地域拡大の問題の基礎的な材料として提供されても、実際上の結論はかなり長引くのではないかとの危惧を持っています。

市長は、検討会の論議を聞かれて、この点、どのような判断を持っておられるのでしょうか。見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、民生福祉の向上について質問をいたします。

最初に、国民健康保険における資格証明書発行の問題であります。本市は、ことし4月1日から国民健康保険税の徴収にかかわって、負担能力があり、納税相談に応じない方を極めて悪質な納税者と想定し、資格証明書の発行を実施するとしています。国民健康保険事業において、高い保険料に苦しんでいる被保険者が多いことは、今の実態が示しているところであります。極めて悪質な納税者と限定する表現になってはいますが、もしそうであれば、現在でも差し押さえなども含めて有効な手段が行使できるものであります。取り扱いは結果的には滞納者すべてが対象になり、やがて悪質滞納者のレッテルを張られることとなります。国民健康保険の精神を逆にゆがめる制度は持ち込むべきではないと主張をしておきます。

基準を明確に示すことを含めて、ご答弁をお聞かせください。

次に、介護保険は、保険料・利用料の減免、基盤の強化についてであります。

介護保険実施に当たっては、これまで厚生委員会の論議の中で、介護保険制度に関する要望意見として、18項目に及ぶ貴重な内容が提出をされました。保険料減免の問題については、本市介護保険条例の中で、災害、疾病、失業、農作物の不作等の項目を挙げ、独自の条例の中で「特別の事情があること」を設定、その運用上の整理が進められてきたところであります。特別の事情の対象は、国民健康保険との整合性を図り、個々の具体的実情を勘案し、納付能力がないと判断された場合、必要に応じた減免を行うとしています。

市長判断の減免制度の実現は、本市の積極的施策として率直に評価をしたいと思います。同時に、市民に活用していただくためには、わかりやすい基準を示す必要があると判断をいたします。この点での市長の見解をお示しくください。

また、具体的な内容には触れませんが、基盤強化における当面の対策についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、乳幼児医療費の無料化拡大については、内容は触れません。就学前までの実施を求めます。指摘する内容は省略しますので、見解をお聞かせください。

次に、不登校対策について質問をいたします。いじめや学級崩壊、児童虐待など、子どもと教育をめぐる状況は深刻であります。相次ぐ少年犯罪にも、国民だれもが心を痛めているのではないのでしょうか。不登校も増大し、本市においても、小中学校合わせますと500名を超える児童が不登校になっています。本市の対応は、スクールカウンセラーとの連携のもとで、不登校児童への援助、また、教育研究所を中心にした対応措置等を進めているところであります。現在では、父母の方々が自主的にフリースペースをつくり努力をされている状況もあります。

私は、市として、こういった方々とも連携を強化し、家賃等の助成なども含めて一定の支援が必要ではないのでしょうか、このように考えています。教育長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、核兵器廃絶に向けてのNGOとの具体的な連携について質問をいたします。

伊藤市長は、施政方針演説の中で、被爆都市の使命として、NGOの熱意とネットワークを育成・支援するとともに、NGOや内外の都市と連帯を深めながら、国連を初めとする国際社会に核兵器の廃絶を働きかけると訴えました。これは昨年11月、NGO参加のもとで「核兵器廃絶 - 地球市民集会ナガサキ」が開催され、21世紀を核兵器のない世界とすることを目標に、互いに努力をするとの立場を発展させたものだと思います。

核兵器のない世界の実現に向けて、世界の世論と運動がかつてなく大きな力を発揮しようとしている時期であるだけに、私は大きな役割を持つものだと判断をいたします。

一昨年の国連総会では、非同盟諸国提案の決議に加え、「核保有国に速やかな核兵器の廃絶の誓約」を求めた新アジェンダ連合提案の決議に100カ国以上が賛成する大きな前進がありました。また、100を超える世界のNGOは、アナン事務総長の呼びかけに応えたミレニアム・フォーラムでも、す

すべての核兵器の廃絶と禁止の最終宣言を一致して採択するなど、積極的な役割を果たしています。

伊藤市長は、NGOとの連携を具体的にどのように進められるのでしょうか。構想をお聞かせいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

ありがとうございました。(降壇) =  
議長(野口源次郎君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 皆さん、おはようございます。

日本共産党、中田 剛議員の代表質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、市場・商店街の活性化の件でございますが、中田議員ご質問の市場や商店街の活性化を含めた中小企業対策の予算の件でございますけれども、平成13年度の当初予算で、商工部で所管いたします中小企業対策予算額でございますが、109億5,111万9,000円を計上いたしております。うち中小企業向け融資制度予算額105億3,237万円を除く中小企業対策費は、前年度より556万4,000円増の4億1,874万9,000円でありまして、市内中小企業の皆様の要望をでき得る限り取り入れ、本議会に予算をお願いしているところでございます。

そこで、市場・商店街等の活性化対策につきましては、市場・商店街等が抱えるさまざまな課題に対応するために、平成12年度から「きめ細やかな支援」をテーマに、ソフトあるいはハード両面にわたる支援事業を展開しているところであります。

これらの支援事業の予算化を図る場合、毎年6月以降、市内全域の商店街及び小売市場に対しまして、それぞれが直面しておられます問題点や各種事業に関する研究要望をお聞きいたしまして、回答のあった商店街・小売市場を対象に、事業内容及び経費を精査いたしまして、事業効果等を検討した上で予算を計上させていただいているところでございます。

長崎市といたしましては、今後とも事業者の要望に謙虚に耳を傾け、共同事業への参加意識の高揚を図りながら、これらの支援事業を効果的に投入をし、商店街等の活性化をきめ細やかに支援してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、大型店の出店規制の件でございま

すけれども、議員ご質問の中にありました大型店出店の影響につきましては、平成12年、市内中心部に相次いで夢彩都あるいはアミュプラザ長崎の2つの大型商業施設が開業したことに伴いまして、市内及び周辺の商環境への変化を把握するために、平成12年10月から12月にかけて、長崎商工会議所、長崎経済研究所、長崎市の三者の共同によりまして、中小小売業者の経営実態調査を含む4項目の各種調査を実施したところであります。

市内すべての商店街を通じた中小小売業者の経営実態調査におきましては、全体のおよそ7割の店舗が「大型店の影響を受けた」と感じており、その範囲は市内全域に及んでおります。

次に、当該商業施設への来場者に対する買い物動向意識調査におきましては、「また来たい」が圧倒的に多く、本市周辺地域の在住者に対する長崎市内への購買力流入調査におきましても、今後の利用動向について、「行きたい」という回答が過半数を占めており、当該商業施設への消費者の満足度や期待感の高さがうかがえます。

また、来場者の回遊性につきましては、夢彩都の来場者の半数とアミュプラザ長崎の来場者のおよそ3分の1が、「他にも立ち寄る」という回答がっております。

さらに、本市周辺地域に在住している方の今後の本市への訪問頻度については、「増える」という意見が4割程度あり、中小小売業者におきましても、全体の3割程度の店舗が大型店出店による流入人口が「増えた」と実感しております。しかし、この一方で、本市在住の女性に対する福岡地区への購買力流出調査によりますと、福岡地区への訪問頻度、消費額とも上昇傾向にあることから、市外からの購買の吸引力は高まる反面、依然として流出にも歯どめがかからないという状況がうかがえる結果となっております。

次に、大型店の出店規制についての本市の考え方をお答えいたしたいと思います。

平成12年6月、これまで中小小売業の事業活動の機会確保を目的といたしまして、大型店の出店調整を行ってきました大規模小売店舗法が廃止をされまして、かわって大型店の出店に伴う周辺地域の生活環境の保持を目的といたしました大規模小売店舗立地法が新たに施行されました。

また、これに先立ちまして平成10年には、市町

村の判断により特別用途地区の設定を可能にいたしました都市計画法の改正と空洞化が進行している中心市街地の活性化を図ることを狙いといたしました中心市街地活性化法が施行されており、大規模小売店舗立地法の施行とあわせて、いわゆるまちづくり3法が整備されました。これらまちづくり3法は、規制緩和や環境問題などが社会問題化する中で、総合的にまちづくりの観点から地域商業がどうあるべきかをとらえ直そうというものであり、21世紀に向けての新しい商業政策への方針が示されたものであります。

大規模小売店舗立地法につきましては、近年の規制緩和の流れを受けまして、これまで行われておりました商業上の利害調整的な運用を行うことはもちろん、国の指針を超えた、いわゆる上乗せ規制などにつきましても行ってはならないことになっておりますので、長崎市独自に法の趣旨に反した出店規制を行うことはできません。

なお、大型店の出店に関しましては、既存商店街等の中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすことも考えられますが、一方では、立地場所によっては地域の核施設として集客力を高め、まちの賑わいを創出し、地域活性化につながるとともに、消費者の立場から申しますと選択肢が広がるなど、消費者の利便性の向上につながるプラス面もございます。

したがって、大型店と商店街等との共存共栄の観点から、魅力的な商業集積の拡大を促すまちづくりの発想も求められているのではないかと考えているところであります。

この場合、中小小売業者等によって構成される商店街等へのソフト・ハード両面からの適切な支援が必要であることは言うまでもなく、本市におきましては、中心市街地活性化法の施行に伴い、平成11年6月に長崎市中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化を総合的かつ一体的に進めるための基本的な整備方針を定めたところでございます。

また、これを受けまして、平成12年度中には、長崎商工会議所が中心となりまして、中心市街地における商業活性化のマスタープランともいえます長崎市TMO構想の策定を終え、今後、長崎市の認定を経て、平成13年度以降、当該構想に基づ

く事業を推進していく予定となっております。

本市といたしましては、当該構想の推進機関であります長崎市TMOの活動を積極的に推進することにより、中心市街地における商業活性化を強力に推進するとともに、中心市街地外域の商業活性化につきましても、商店街等の意向をお聞きしながら、商工会議所を初め地元経済団体と協力をし、既存の支援制度の中から必要な事業を必要な時期に効果的に投入することによって、引き続き、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、雇用問題でございますが、最近の雇用情勢につきましては、本市を含むハローワーク長崎管内における有効求人倍率は、一時期の最悪の数値からは若干回復傾向にあります。しかしながら、ハローワーク長崎管内の今春卒業予定の高校生への求人は、依然として少ないなど、景気の回復の遅れが雇用が悪影響を与えていることは否めないと考えます。

本市におきましては、国において、平成11年度に緊急雇用対策事業として創設いたしました緊急地域雇用特別交付金事業を活用いたしまして、平成11年度から13年度にかけて、延べ19事業、2億円余りの事業を実施しているところであります。

また、長引く景気低迷を打開するため、平成4年度以降、国においては数次にわたる経済対策を実施しておりますが、本市におきましても、地域の中小企業向けの公共事業を中心といたしまして、各種経済対策を実施してきたところであります。

これらの施策によりまして経済の活性化が図られ、雇用の場の創出が一定図られてきたものと考えており、今後とも国の施策に対応しながら、必要と判断される場合は、長崎市独自の施策も検討してまいりたいと考えております。

あわせて、雇用の場の創出としての各種産業振興策を展開し、雇用情勢の改善に向けて努力してまいりたいと思っております。

なお、厳しい雇用問題に対応するための取り組みといたしまして、長崎市におきましては、国等における雇用に関する各種助成制度等を事業主などに広く周知する目的で、平成12年度より広報紙を発行しているところであります。

また、雇用問題にきめ細やかに対応するために

は、ハローワーク長崎等の関係機関との連携が不可欠でありまして、その一つといたしまして、長崎地域産業雇用連絡協議会への参画があります。これはハローワーク長崎を事務局といたしまして、関係機関等との雇用問題に関する意見交換・協議を行うなど、相互連携を強化するために設置されたものでありまして、その具体的な活動でございますが、事業者向けに雇用に関します助成金の大規模な説明会及び相談会を開催し、事業主の方々には好評に受け入れられております。

一方、近年の厳しい雇用情勢にもかかわらず、フリーター志向による若年者の高い離職率が失業率を押し上げる要因の一つと言われているために、学生が在学中に企業での短期間の就労体験をすることで、職業意識の認識度の高揚を図るインターンシップ制度の推進も商工会議所と連携して実施をしているところであります。

本市におきましては、これらの啓発活動を中心とした施策につきましても、今後とも研究を重ねながら推進をし、雇用情勢の改善に努めてまいりたいと思います。

次に、観光振興の修学旅行対策でございますが、近年の修学旅行の動向を見ますと、航空機の利用認可が進んでいることもありまして、国の特例措置により航空運賃の割安な、中田剛議員ご指摘のように、沖縄県への訪問がふえており、一方、長崎市への訪問は減少傾向に残念ながらあります。

また、関西地区の中学校がテーマパークへの訪問を解禁したために、東京ディズニーランドに流れたことも減少の大きな要因となっております。

そのため、昨年12月に市内の宿泊施設や観光施設の代表者を初め旅行代理店などの方々にご参画をいただきまして、長崎市修学旅行誘致対策協議会を設立いたしまして、修学旅行の誘致及び受け入れ態勢について協議したところでございます。この協議会の協議結果を受けまして、平成13年度は修学旅行誘致対策費といたしまして新たに事項を設けて、減少傾向にある修学旅行生の誘致及び受け入れ態勢の整備を図ることを目的に、教職員及びエージェントを対象にした修学旅行説明会を開催するとともに、体験学習のメニューの開発を行うなど関係団体との連携を図りながら積極的な修学旅行誘致対策事業を行うことにいたしております。

その主な事業であります。一つ、航空機の利用認可地区の拡大に伴い、長崎市への訪問が可能となった東北地区の高校を対象にした説明会の開催、一つ、関西地区からの中学校の訪問が減少していることから、この地区を重点地区とした説明会の開催、一つ、本市訪問の修学旅行生から感想文を募集し、その中から優秀作品を選び表彰するとともに、文集を作成し、各学校等へ配布することで長崎訪問の動機づけを図ることを目的といたしました第1回「長崎市思い出の記」コンクールの実施、一つ、小中学校においては平成14年4月から、高校におきましては平成15年4月から施行されます新学習指導要領は、新たに「総合的な学習の時間」を設けまして、体験的な学習を積極的に取り入れることとしているために、現在実施しておりますペーロン体験あるいは体験龍踊りの充実及び長崎独自の新たな体験型の学習メニューの開発等を予定しております。

さらに、受け入れ態勢の整備といたしまして、班別行動の利用頻度が高まっていることもあり、それに対応できるよう、現在約100名のボランティア観光ガイドを増員し、平成13年度には200名体制を目指したいと考えております。

また、修学旅行の入場料についての軽減策といたしまして、ながさき阿蘭陀年を記念いたしまして発行いたしました「長崎遊学券」が修学旅行生に多く利用されていることから、平成13年度は修学旅行生を対象とした遊学券を社団法人長崎国際観光コンベンション協会において発行することとしております。

長崎市は、原爆被爆の惨禍を受けた都市として、被爆の実相を伝える平和学習の拠点であります。また、史跡「出島和蘭商館」跡を初め大浦天主堂などの歴史的建造物や旧唐人屋敷、シーボルト宅跡などの歴史資産が数多くある本物の歴史を学べる都市でもあります。

今後とも、長崎県、長崎県観光連盟及び長崎市修学旅行誘致対策協議会等と連携して誘致活動及び受け入れ態勢の充実に向け、官民一体となって積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

次に、市町村合併の件についてお答えをいたします。

市町村合併をめぐる流れの背景についてであり

ますが、一つの大きな流れというものは、地方分権の推進ということで、これは住民に一番身近な市町村の事務の範囲が今後とも拡大するということであり、それを担えるだけの行政側の体制強化というものが、実はこれは全国の市町村に対して求められているところであります。

このため、それぞれの市町村が自己決定・自己責任のもとで、より一層の住民サービスの充実を図り、多種多様な行政を自主的、自立的に展開をし、積極的なまちづくりを推進していくこととなるわけであります。

次に、第2点目といたしましては、市町村行政の広域化に対するニーズの拡大であります。住民にとりましては、既存の行政区域を越えて、通勤、通学、買い物など日常生活の場が広がってきており、それに伴いまして、広域的な見地から道路交通網の整備あるいは下水道の延長など広域的な連携のもと、行政サービスの拡充を図っていく必要があります。特に、介護保険制度の運営や廃棄物処理施設の整備などにつきましては、自治体単位で実施することは、今後、極めて困難であると考えられることから、従来にも増して広域的な連携が求められているところであります。

次に、3点目といたしましては、国・地方が置かれている厳しい財政状況への対応を迫られているということであります。そのため、限られた財源の中で住民の行政ニーズに応え、医療・福祉対策等を初め質の高いサービスを継続して提供していくためには、直接これらの行政サービスを受ける立場にあります地域の住民にも理解を得ながら、これからの市町村行政のあり方を議論していく中で、民間部門におけると同様、簡素で効率的な行政体制を確立する必要があります。

このように、厳しい地方財政の現状を踏まえますときに、将来にわたって、生活関連の社会資本の整備や介護保険事務などの個別の政策課題に対応した財政需要は増大する一方であると見込まれますので、これらの増大する財政需要に応じていくためにも、より一層の行政体制の整備により行財政基盤を確立し、今後とも活力ある豊かな地域社会の形成に努めることが重要な課題となっております。

このようなことから、今後、住民が地域の将来像をみずからの問題として考え、真剣に検討する

中で、個性豊かな魅力あふれるまちづくりを進めていくための一つの選択肢として、合併を含む広域行政の推進について議論していくことは、住民自治の充実・発展の面からも大変貴重なことであると考えているところであります。

そこで、この問題に対し、長崎市はどのような考え方に立って対応するのかということではありますが、これはやはり中田 剛議員ご指摘のように、関係する自治体の住民にとっては重大なことでありますので、さまざまな角度から検討していただくための情報を提供し、十分議論していただくことが望ましいものであると考えているところであります。

次に、時間をかけてこの問題は検討をしていくべきではないかというご指摘ですが、今後のみずからの自治体のあり方について議論するわけであり、十分な議論を尽くすことは大変重要なことであると考えております。ただ、今回は、市町村合併特例法により、その法律の有効期限までに合併を完了すれば、国や県からの最長で10年間にわたる財政上の支援措置などが受けられることとなっておりますことを勘案いたしますと、極力この特例法の適用期限内に結論を出すことが住民にとってもよい結果を生むことになるのではないかというふうに考えられるところであります。

現在、長崎市と西彼杵郡の10町との間におきましては消防・救急業務を、また、長崎市と8町との間におきましては火葬業務を共同処理しているところであり、上下水道につきましても、長与町の一部を長崎市で処理させていただいておりますし、また、平成12年度からは、香焼町のごみの焼却を長崎市において行っております。

このような広域にわたる事務処理の実績を踏まえまして、長崎地域広域市町村圏協議会におきましても、1つ、平成11年1月に本協議会設立25周年を記念いたしまして、「ふるさと夢づくりイベント」が長崎ブリックホールにおいて開催をされ、記念式典、第4次広域行政圏計画をテーマといたしました、11人の首長によりますパネルディスカッションなどに加えまして、各市町の物産品や観光名所等の紹介コーナーの設置並びに記念パンフレットの配布を行い、広域行政の必要性などについて住民の意識の醸成が図られたところであります。

2つ目は、平成11年度におきましては、今後の広域圏計画に市民、周辺町の町民の方々のご意向を反映させることを目的といたしまして、広域都市問題研究会が立ち上げられまして、広域圏内の1市10町の地域住民の代表の皆さん方50名によりまして、今後の広域行政の取り組みについて協議が重ねられたところであります。

3つ目ではありますが、その結果、行政区画を越えた今後のまちづくりに対する夢と期待をお寄せいただきましたので、それらを踏まえまして、地方分権の進展や行政サービスを維持し充実していくためには、もはや市町村合併は避けては通れないという共通の認識に立ちまして、平成12年度に広域行政研究会を立ち上げまして、市町村合併を含む広域行政のあり方につきまして研究がなされたところであります。

また、この広域行政研究会の報告書は、先般、でき上がったばかりでありまして、もちろん、この中には、中田 剛議員ご指摘のように、合併についてのそれぞれの町ごとの、また、合併区域ごとのメリット・デメリットと、そういうものも当然、この報告書の中に詳細に記述されております。これはぜひ、情報公開の対象になりますので、たくさんの方々にごらんになっていただければありがたいと思います。

この結果を踏まえまして、次年度以降は、住民への情報提供のあり方や住民の意見の集約なども織りまぜながら、さらに議論を深めていこうと予定されているところでございます。

いずれにいたしましても、合併が避けられない問題である以上、関係する自治体やそこにお住まいの住民の方々にとりまして望ましい形で議論をなされることが最も重要でありますので、今後とも広域圏を中心に関係自治体間による協議、連携をさらに深めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解とご協力方をお願い申し上げます。

次に、被爆地域の拡大是正につきましてでございますが、去る2月15日に厚生労働省におきまして、第2回の検討会が開催をされました。本当に原援協の皆様方を初め多数の皆様方がご出席いただきまして、ありがとうございました。

この検討会を、原援協を中心とする市議会の皆様方とともに、私も傍聴してまいりましたが、こ

の会議では、未指定地域の関係住民のPTSD(心的外傷後ストレス障害)等に関連した被爆体験による健康影響評価を行うために、現地において約800人を対象とした面接調査等を実施することが示されました。

検討会の委員でもあります地元の長崎大学医学部の中根教授からは、「本当に成功させてほしいすばらしい研究計画ではあるが、調査の期間が余りにも短過ぎるのではないか」などというご指摘もあっております。

今回の調査につきましては、新しい学問の分野でありまして、検討会として、きちんとしておきたいという熱意を強く感じたところでありますが、一方、被爆地域の拡大是正が実現するまでは、まだ幾つかの困難を乗り越えなければならないのかなと感じたところであります。

ただ、今回の研究班による地元での調査結果が厚生労働省の最終結論に大きな影響を与える大切なものであるというふうに認識しておりまして、長崎市といたしましても、この調査が円滑に実施されるように万全の体制で協力していこうというふうに考えているところでございます。

具体的には、3月12日から30日までの間、国立精神神経センターを中心とした精神科医、臨床心理士の専門家による現地調査が実施されることとなっておりますが、その調査の時期や内容が厚生労働省から正式に連絡がありましたのが2月28日でありました。

これを受けまして、3月5日からは1日平均34人の11日間、延べにいたしまして374人の職員を動員いたしまして、調査の対象となったの方々に対してご協力をお願いしているところであります。また、この件につきましては、当然、長崎市だけではなく、関係6町の方にも同じような依頼をしております、足並みをそろえさせていただきたいというふうに思います。

特に、今回の調査では、戦後、当該地区に転入された方々、いわゆる被爆体験の全くない方々をも対象とした調査となっておりますが、この方々の調査協力が不可欠となっており、その点につきましてもご協力をお願いしているところであります。

いずれにいたしましても、悔いを残さない対応に努めるとともに、先ほど申し上げましたように、

関係6町とも十分に連絡を取りながら万全を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

関係住民の高齢化が進む中、今後も地元国会議員を初め関係の皆様方と連絡を密にしながら、適時適切な要請行動を県とともに続けてまいりたいと思いますので、議員皆様方のさらなるご協力をよろしくお願いさせていただきたいと思ひます。

次に、民生福祉の向上の介護保険につきましてお答えをいたしたいと思ひます。

介護保険における保険料及び利用料の減免についてでございますが、まず保険料につきましては、ご承知のとおり、長崎市におきましては、現在、国が示した条例準則等を受けまして介護保険条例の中で定めております災害、疾病、失業、農作物の不作等の4つ事由に加え、長崎市独自に同条例に規定しました「特別の事情があること」に該当する事項といたしまして、運用上、収監や海外居住、また、居住用の土地建物を譲渡し、その代金を債務弁済に充てた場合を対象に減免を実施してきたところであります。さらに、本年4月からは、同じ社会保険であります国民健康保険との整合性も十分に図った上で、個々の具体的な事情に即し、納付能力が認められないと判断された場合に限り、必要に応じ減免を行ってまいりたいと考えております。

なお、その際には、生活保護法における最低生活費等を参考にさせていただきたいと考えております。

あわせて、国の方針を踏まえ、他の被保険者との公平性を確保する観点から、恒常的な低所得者対策として一律には行わず、また、介護保険における相互扶助の精神のもと、この運用の分については全額免除は行わず、さらに、減免に伴う財源については、第1号被保険者の保険料で賄うこととさせていただきたいと考えております。

次に、利用料の減免につきましては、制度施行時に特別養護老人ホームに入所している方の利用者負担及び食費の特定標準負担額を減免する5年間の経過措置や、制度施行時の訪問介護利用者で低所得者に対する利用料を高年齢者の方については当面3年間3%とするといった取り扱いや、市町村が災害その他の厚生省令で定める特別の事情があると認めた場合の本人負担額の減免措置などに

加え、今月より、本市におきましては制度施行時より取り組んできておりますところの社会福祉法人が提供する特別養護老人ホームでの施設サービスや通所介護、短期入所生活介護、訪問介護の利用者で生計困難者に対する利用者負担を2分の1に軽減するといった減額措置において、国の方針を踏まえ、条件の緩和を行うことにより、対象者の大幅な拡大を図ることといたしております。また、当該減額を行う社会福祉法人も市内21法人のうち、これまでの10法人から3月1日現在、18法人へと大幅に増加してきております。あわせて、介護保険サービスの中で、一たん、費用の全額を利用者にご負担いただき、後日、本人負担分以外については、市より償還(還付)をさせていただくサービスがありますが、単身で施設入所の方の高額介護サービス費につきましては制度施行時より、短期入所サービスの振り替え利用分につきましては昨年の6月分より、また、福祉用具購入費や住宅改修費につきましては昨年の12月より、いずれも他都市に先駆けまして受領委任払い制度を導入し、他のサービスと同様に、1割の利用者負担のみでご利用いただけるように、利用者の方々の立場に立った対応を行ってきているところであります。

そこで、ご指摘のこれら取り組みにつきましての市民皆様への広報についてでございますが、これにつきましては、現在、454回を数えます制度説明会や昨年9月に2万部作成いたしましたガイドブック「なるほど介護保険」等での広報はもとより、保険料につきましては、市税等と同様に各個人へ送付させていただく納入通知書の中に「特別な事情がある場合には、申請により介護保険料の減免が受けられる」旨を明記いたしておりますし、利用料につきましては、広報紙への掲載やサービスを利用される方と直接かかわりをもっておられます、いわゆるケアマネジャー(介護支援専門員)やサービス提供事業者等にも情報提供をいたしまして、ご協力をお願いすることにより周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、これら減免に関する相談窓口につきましては、介護保険課内に制度施行前より設置いたしております介護保険相談コーナーあるいは介護保険相談ダイヤルによりまして対応を図ってきているところであります。

今後とも、これら広報並びに相談窓口の充実を図ることにより、介護保険制度が市民の皆様にとってより身近な制度として一層親しんでいただけるよう、引き続き努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

次に、介護保険に関します基盤整備の問題でございますが、老人保健施設あるいは特別養護老人ホーム等の施設サービス基盤整備につきましてでございますが、平成5年度に策定いたしました長崎市老人保健福祉計画に基づき整備促進を図ってきたところでありますが、昨年4月の介護保険制度導入に当たり、介護保険制度の円滑な運営に資するために、各市町村においては介護保険事業計画を定めることとなり、また、老人保健福祉計画についても、介護保険制度を見据えた見直しを行う必要が生じたため、平成12年度を初年度とする長崎市老人保健福祉計画を平成12年3月に策定いたしました。この老人保健福祉計画の見直しに際しましては、市内の65歳以上高齢者を対象とした実態調査や要介護度別の人数分布の把握などを行い、介護保険対象サービスごとの需要量の推計を行うことなどにより、それぞれのサービスごとに平成16年度末における整備目標量を定めているところであります。

議員ご質問の施設サービスの基盤整備につきましてでございますが、平成16年度末における整備目標数といたしまして、特別養護老人ホーム1,220床、介護老人保健施設1,083床、指定介護療養型医療施設816床と見込んでおりますが、現時点における基盤整備状況といたしましては、特別養護老人ホーム1,220床に対しまして820床、介護老人保健施設につきましては1,083床に対しまして855床、指定介護療養型医療施設につきましては816床に対しまして607床となっており、整備目標の達成に向けまして、今後とも計画的な整備促進を図っていくことといたしております。

また、現在、特別養護老人ホーム入所待機者の解消のために、一定の条件を満たす場合には、ショートステイ専用ベッドを特別養護老人ホームに転換できるよう弾力的な対応を図ることができることとなっておりますが、訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化により、短期入所サービス、いわゆるショートステイの利用が拡大することが予測されるために、ショート

ステイ専用ベッドの特別養護老人ホームへの転換については、その動向を見極めながら検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、介護保険がみずからの選択に基づいたサービス利用を前提とした利用者本位の制度であり、介護保険制度導入の際に懸念された「保険あって介護なし」ということがないように、介護保険における施設サービス基盤整備につきましては、長崎市老人保健福祉計画の整備目標値の達成を最優先に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、核兵器廃絶に向けてのNGOとの具体的な連携についてお答えをいたします。

近年、核兵器廃絶を願う市民やNGO(非政府組織)の国際的なネットワークが急速に広がりつつあり、核兵器の問題に、そのような市民の声と行動が大きな影響力を持つ時代になったと私は強く感じております。

そのきっかけとなりましたのが、6年前のオランダのハーグにあります国際司法裁判所での審理という形で実現をいたしました核兵器の違法性を問う、いわゆる「世界法廷運動」であろうかと思えます。

最近では、昨年5月にニューヨークの国連本部で開かれましたNPT(核不拡散条約)再検討会議におきまして、非核保有国の粘り強い交渉を支援するアポリション2000などのNGOの活発な行動が見られる中、私も、NGOの一員といたしまして、世界平和連帯都市市長会議を代表する形で、被爆地市民の核兵器廃絶への願いを訴えさせていただいたところであります。このような国際世論の高まりを受け、全会一致で核保有国の「核兵器廃絶への明確な約束」が明記された最終文書が採択されたことは、皆様ご承知のとおりでございます。

そのような中、昨年11月、長崎市におきまして、官民が一体となって組織する実行委員会の主催により「核兵器廃絶 - 地球市民集会ナガサキ」、いわゆる世界NGO会議が開催され、国の内外から5,600人にも及ぶ参加を得まして、成功のうちに終了したことにつきましては、皆様方の記憶に新しいところでございます。集会の集大成といたしまして採択いたしました「長崎アピール」は、国連を初めといたしまして、国際社会に広く訴えら

れたと思っております。

ただいま申し上げましたとおり、長崎市といたしましては、これまでもNGOとの連携に努めてまいりましたが、今後につきましては、昨年の集会を通じて生まれました国内外のNGOのネットワークの育成・支援を図りながら、「長崎アピール」の精神を踏まえ、核兵器廃絶に向けた活動にNGOとともに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、昨年のNGO会議を開催いたしました実行委員会が今後も活動を継続することとなりましたので、長崎市といたしましても、引き続き実行委員会の一員としてNGOの活動にかかわってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思ひます。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしますので、よろしくお願ひいたします。=(降壇)=

環境部長(高橋文雄君) 環境行政のうち、ごみ不法投棄対策についてお答えをいたします。

議員ご指摘の純心大学の隣接地に金属類等が放置されている件でございますが、この施設は、金属回収業者が選別作業を行う事業場であります。本施設における金属類は、有価物として売却されるものでございます。

また、六枚板地区における廃自動車の放置につきましては、この場所は、自動車解体業者が部品の再利用と有価物である金属類等を回収する目的で保管しているものでございます。いずれも廃棄物処理法に基づき保管数量等について規制することは現状ではできないところであります。

これらは、いわゆるごみの不法投棄ではございませんが、有価物である金属類といえども、大量に山積みして保管している現在の状態は、生活環境の保全上、あるいは景観上からいたしましても決して好ましいものではないというふうに考えております。

したがって、今後、事業者に対しまして、これらの金属類を計画的に搬出し数量を減らすことや、仕分けを行い整理整頓を徹底するなど、景観を含めた生活環境の保全に配慮した措置を講ずるよう指導を行ってまいりたいと考えております。

す。

また、六枚板地区の現場へ通ずる道路入り口に施錠している件につきましては、この付近が以前から廃自動車の不法投棄場所であったことから、この道路の維持管理を所管する本市が、平成11年度に防止策を講じたところでございます。その後、この道路への廃自動車の不法投棄は改善されております。

いずれの地区におきましても、現在、本市の職員が随時パトロールを実施しておりまして、個別の調査指導を行っているところでございます。今後とも、重点監視地区として対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

水道局長(峯 繁紀君) ただいま環境部長がご答弁を申し上げましたことにつきまして、関連して水道局の考え方をご答弁させていただきます。

水道事業で安全な水を供給することは絶対的な使命であるというふうに考えております。特に、水源におきましては、流域の開発とか、あるいは産業の高度化、生活様式の多様化に伴いまして、水質汚濁物質とか農薬、化学物質によります汚染が非常に危惧されておりまして、水源水質の厳重な監視の必要性はますます高まるものというふうに認識をいたしております。

水道局といたしましても、昼夜を問わず、常に安全な水を供給するために、特に水質の管理・監視につきましては、職員も常に緊張感を持って勤務を行っている状況でございます。

そこで、議員ご指摘の2カ所の金属資材置き場につきましては、私も実際に現場に行ってみてまいりましたけれども、いずれも浦上貯水池上流部に位置することから、水道局といたしましては好ましいものとは考えておりません。しかしながら、現行の法制度のもとでは規制が厳しい状況にあることも事実でございます。

両施設と浦上貯水池の位置関係でございますけれども、浦上貯水池から上流約1.2キロメートルの地点に、同ダムに導水しております川平取水堰がございます。さらに、この取水堰からそれぞれ約2.6キロメートル、約4キロメートル上流の地点に両施設がございます。

川平取水堰の水質状況につきましては、現在、月1回の割合で原水の水質検査を実施していると

ころでございますが、特段、問題はあっておりません。

水道局といたしましては、今後とも水質保全上の観点から、環境部を初め関係各部と連携を取りながら業者への指導や監視体制の強化に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

市民生活部長(高谷洋一君) 民生福祉の向上についてのうち、(1)の国民健康保険の資格証明書問題についてお答えいたします。

国民健康保険の資格証明書は、災害その他特別の事情がないにもかかわらず、保険税を滞納している世帯に対して、被保険者証の返還を求め、それにかわり交付されるもので、国保の被保険者間の負担の公平を図るとともに、悪質な保険税滞納者対策の一環として設けられているものでございます。

資格証明書の交付を受けた者は、保険医療機関で診療を受ける場合に、被保険者証にかわってその資格証明書を提示し、一たん、診療費用の全額を支払い、後日、保険者に対し、保険者が負担すべき療養費の支給を申請し、現金給付を受けるシステムになっております。

なお、悪質な保険税滞納者とは、十分な負担能力があるにもかかわらず、督促や催告を行っても納税相談や指導に応じず、滞納処分を免れるため意図的に財産の名義変更を行うような者などを想定しております。

資格証明書は、従前までは交付できる規定となっておりましたが、国民健康保険法の改正により、平成12年度の第1期の納期限から1年を経過してもなお保険税を納付しない場合においては、交付が義務づけられることとなったものであり、本市においては、納期の関係で、平成13年8月以降に資格証明書を交付することになります。

資格証明書の交付については、老人保健の対象者、原爆被爆者及び厚生省令で定める公費負担医療の対象者は適用を除外されており、また、災害等の特別の事情がある者については、その旨の届書を提出していただき、さらに特別な事情が認められなかった場合等においては、弁明の機会を付与するなど、やむを得ない事情を考慮することとなっております。

本市といたしましては、これまで資格証明書の

交付を見送り、短期保険証を初めとするさまざまな収納率向上対策に取り組んでまいったところでありますが、国民健康保険法において資格証明書の交付が義務づけられたことにより、今後は、法の趣旨に該当する場合には実施せざるを得ないものと考えております。

なお、資格証明書に係る事務取り扱い等については、県の指導のもと、県内3市5町による資格証明書マニュアル検討委員会を設け検討を重ねてきており、先般、その要綱案等が示されたところであります。これを受け、今後、本市の実情に即した事務取扱要綱等を作成していくこととなりますが、その作成に当たりましては十分に検討を深め、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福祉保健部長(林 晃君) 7. 民生福祉の向上についての(3)乳幼児医療費の無料化拡大についてお答えをいたします。

本市の乳幼児に係る福祉医療費制度につきましては、長崎県の補助事業として、県市各2分の1の負担割合で、長崎市福祉医療費支給条例をもとに昭和49年10月から実施し、これまでも県の制度改正に準じて、数次にわたり対象者の拡大を図ってきたところでございます。

議員ご承知のとおり、この制度は、現在、入院については5歳までの児童を、また、通院については2歳までの児童を対象に実施しているところでございますが、これは長崎県が補助の対象としている年齢と同様となっております。

これを就学前の児童までに拡大しますと、拡大した部分については、市の単独事業となりますので、現在の本市の財政状況等を勘案した場合、非常に厳しい状況でございます。しかしながら、乳幼児の健康の保持と子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とした制度でありますので、本市といたしましても、当面、3歳児の通院費について県の補助対象となるよう長崎県市長会を通じ、県知事あて要望書を提出しているところでもあり、今後も、あらゆる機会をとらえて県に対し働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

教育長(梁瀬忠男君) 8. 不登校対策についてお答えをいたします。

全国的な傾向といたしまして、学校・関係機関

の努力にもかかわらず、年間30日以上欠席の不登校児童生徒数は増加傾向にあります。本市におきましても、小中学校合わせますと、平成9年度は381人、平成10年度は399人、平成11年度は514人となっております。

教育委員会といたしましては、このような実態を踏まえまして、不登校児童生徒解消に向けて、学校教育課及び教育研究所を中心に学校・関係機関との連携を図りながら、その対応を行っているところであります。

学校教育課におきましては、スクールカウンセラー、心の教室相談員の配置や大人と子どもの対話集会の開催、教職員の研修など、さまざまな観点から事業を展開しているところであります。

さらに、教育研究所におきましては、電話・来所・訪問相談を研究所所員及び教育相談員が行っているところであります。

また、現場の教職員や保護者に対しましては、いじめ・不登校・問題行動等対策事業、所内事例研究会、学校教育相談研修会を実施し、臨床心理士の先生方から直接指導助言を受け、子どもたちに対して援助を行っているところでもあります。

あわせて、学校適応指導教室を市民会館7階に設置しておりまして、グループカウンセリングやいろいろな体験活動を行うことにより、児童生徒の再登校への支援を行っているところであります。

以上のような取り組みの結果、不登校児童生徒の中には、保健室登校や相談室登校など学校復帰を果たす者も増加しているところでもございます。

平成11年度の中学3年生の不登校生徒数は157人でありましたが、うち半数以上の82人が高校進学を果たしているところでもあります。

次に、不登校児童生徒が通う民間施設、いわゆるフリースクールについてであります。教育委員会は、長崎市内において5つのフリースクールがあることを把握しております。教育研究所の担当者が年度ごとにフリースクールの代表者などと情報交換を行っている現状であります。教育研究所教育相談室にもフリースクールに対して保護者からの問い合わせ等があり、その都度、所在や代表者などの情報を提供しているところであります。

フリースクールへの対応につきましては、平成4年に文部省の学校不適応対策調査研究協力者会議報告に示されました「民間施設についてのガイ

ドライン(試案)」を受けまして、同年、県教育委員会より、「登校拒否問題への対応について」の中で「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の取扱について」が出されております。

それらの中で、フリースクールとの連携の要件につきましては、まず我が国の義務教育制度を前提とするものである。次に、相談・指導体制が児童生徒のタイプや状況に応じて適切であるもの。最後に、学校復帰を前提とし、保護者と学校・教育委員会との間の十分な連携・協力関係が保たれていることなどが示されております。

市教育委員会といたしましては、今後も県教育委員会との連絡を図りながら、フリースクールへの連携・対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

17番(中田 剛君) それぞれご答弁をいただきました。

質問の中身がかなり多岐にわたっておりますので、再質問については、少し焦点を絞った形で質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、環境問題についての質問ですが、私は、この川平地区にちょっと出向いてみて、率直に言って、あのごみが積まれてもう十数年になると言うんですね。その間に、環境部に対しても何度となく相談の電話をしたという方は、率直にその内容を示しておられるんですよ。ところが、なかなか具体的な手が打ってもらえないと、一体、どうなっているんだろうかということで、相当不満を漏らしておられるんです。

私は、部長が言われたように、有価物として売却するとか、あるいはどうもあの場所は、一定、お金を出して場所を借りて物を置いているという形になっているようですが、あの実態というのが、実際に物を置いて管理しているという状況に見えますか。そんな姿ではないでしょう。だから、私は、あえてこれは不法投棄という形にしたんですよ。

この点は、やはり何度も環境部に電話はしているということなんですから、それなりに環境部としての独自判断があっているんじゃないかと、私は思うんです。そういう点では、お話を聞いていただいて、これは何となく手ぬるいなという状況を

率直に感じます。

そういう点で、今の部長答弁ですね、私は一定、前向きに評価できる部分と、環境部の判断というのがどうもよくわからんなという部分があるんですけども、現実問題として、あれは緊急を要することだと思うんです。事実ですね。一体、具体的に、いつの時点でどうされるのか。そういう点というものを明確にすべきだと思うんです。

私は、これは実際、置いているんだ、管理しているんだということであれば、本当は持込みの量だとか、あるいはこれについてはいついつ搬出をするとか、そういう計画だって、本来ならなくてはならないと思うんですよ。そういう話も聞いたことがない。恐らく、捨てられてそのままの状態ですよ。有価物で売却するというきれいなことで、事を済ませる内容ではないんじゃないですか。

大体、部長は、あそこにどのくらいのごみの量が入っているのか、わかるんですか。私は、相談があってから行って見て、谷が完全に一つ埋もれるような状態ですから、中にどれくらい量があるか、よくわかりません、実際上の問題として。

ただ、住民の皆さんにお話を聞きますと、あのごみが置いてある底の方には川が流れていますね。あの川からは、いわゆる段々畑で田んぼだったと言われます。それから谷の上までごみがきているわけですからね、道路よりも高くなっているんですよ。しかし、およそ想定はできると思えますよ。相当の量です。

ですから、私は、仮にそういうものを搬出するという状況ができた場合には、一体、そのごみなども具体的にどうするのかと、そこまで検討しないと、これは明確な対策というのは出てこないんじゃないかというように思うんですよ。

そういう点をひとつ部長、具体的に見通しのある見解というものをお聞かせいただきたいというように考えています。

それから、水道局長に答弁をお願いしましたが、私もちょっと、実は浦上水源地への導水トンネル、そういうかわりもあって水道百年史等々を見てみたんですけども、導水トンネルは大体戦時中、第3回拡張時代の時点で工事が行われたという形になっているみたいです。同時に、戦後の第4回拡張事業の中で、いわゆる市内北部地域、滑石地域の人口増が出てくる。これにどう対応するかと

いうことで、浦上水源地のかさ上げをやる。そして、具体的に川平水源というふうに位置づけて、そこから3,000トンの水を新たに取水する。こういう形になっているんですね。

先人たちの苦勞がこの中で私はよくわかりましたけれども、實際上、そういった経過を経て、いわば川平水源という明確な位置づけをやって、そして、3,000トンの新たな取水を行うと、こうなっているわけですね。

私は、そういう点から見ると、それは歴史にかかわりがあることではないでしょうけれども、実際、川平水源といわれる谷というところには、そのほかにも結構いるんなごみがあるんです。これは大変な状況だなということを率直に感じます。

ですから、水質を本当に保全しようと、原水を保全しようというのであれば、やはりそういうところも水道局として努力をして、一つは具体的な対策を立てる必要があるんじゃないかというように考えています。現地調査にも行ったというお話もありましたけれども、そういった点では、かなり広範囲にわたりますから、実際、ごみが置かれている場所を見てみても、率直に言ってトランスなどもあります。私は、このトランスなどは水銀が含まれているんじゃないかという危惧も率直に思っているんですよ。PCBなども含まれていると率直に思っているんです、私は。

幸い、定期的な検査で今のところ大丈夫だという話でしたから、それはそれとして信用したいと思うんですが、改めて、そういうものは具体的に調査をして、水道局としての見解というものを発表する必要があるんじゃないですか。その辺の見解というものを求めておきたいと思います。

それから、大型店進出にかかわる見解が示されました。市長から話がありましたように、大店法が改正をされて、今は大店立地法という呼び方をしていますけれども、それと、いわば中心市街地の活性化法と都市計画法が改正をされて、これをまちづくり3法という形でやっておりますけれども、これは市長、確かにこのまちづくり3法、特に大店立地法の関係からいきますと、これを具体的に規制する手段がないと、法律上は、それを否定する形になっています。そのとおりだと思います。しかし、裏を返してみますと、前の大店法的时候には、例えば中小小売業者の保護という立場

で、経済上の需給調整を目的とした中身が意見として率直に地方自治体からも出されたわけですね。そして、具体的に店舗面積をどうするかとか、開店日数をどうするかとか、そういう意見も率直に出して、そして一定、地域住民の皆さんの、商店の皆さんの声を反映するという対応が取れたわけでしょう。今はそういうことが全くできない。大店立地法の中で言えるのは、いわば都市計画サイドからのまちづくりという立場ですね。

こういう点では、商業活動の中身に触れることはできないんです。いわば、そういう点で先ほど私は触れましたけれども、東京都の幾つかの区とか、あるいは金沢市その他の幾つかの例を挙げましたが、こういったところは、そういうものを具体的に見越して、あえて条例をつくった。この条例というのはまちづくり条例です、具体的に言いますと。しかし、その中で、それを通して商業活動の問題も具体的に検討するという中身になっています。

私は、これはそれなりに相当知恵を尽くされた結果だろうなというふうに思うんですが、具体的には、本市においても、私は検討する価値があるものではないかと率直に思うんです。

改めて、見解を聞かせていただきたいと思えます。

それから、雇用対策の問題ですが、深刻さの状況というのは、市長の方からも率直に述べられましたから、受けとめ方は同じだと思うんですね。これは何とか打開策を講じる必要があるということになるかと思うんですが、私は今度、工業労政課というものを新たに市長は独立させるという手段を取りましたけれども、ややもすると、この雇用問題というのは、やはり労働サイドということで県が中心的に扱うという側面というのは相当強いのではないかと思います。

私は、今の状況の中では、そういう点で市民の皆さんには一番長崎市が直接結びついておる状況ですから、市の役割は大きいと思うんです。

そういう点で、市長に努力を要請したいわけですが、市長の方にも、例えば本年も昨年も、特例交付金をどう有効に活用するかという話がちょっとありました。私の調べでは、市長から申されましたように、2年間で約2億円程度予算が組まれて事業化が行われておりますが、私は、これは運

用次第ではかなりの効果があるというふうに考えています。これは、いわばそういった失業者に就労の機会を与えるという立場から、公的な資金を投じて労働を提供するという関係をつくっていくわけですから、非常に効果がある実態というのは、工夫次第では、全国でも相当あると思うんですね。

だから、長崎市の場合も、そういう点は、先ほどの答弁で19業種でしたか、およそ20業種のところに、そういった業務を回すという形になっておりますけれども、そういう点で検討を重ねて、まさに失業者の就職を具体的に進行させるという役割を担い得るのではないかと、これは自治体としての私は非常に重要な役割だと思っておりますけれども、この辺に対する見解を改めて聞かせていただきたいというふうに思います。

ちょっと配分の関係もありますので、当面、そういう点でのお答えをお願いします。

環境部長(高橋文雄君) 中田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、ご指摘の処分場の現状に対する対応が甘いのではないかと、搬出の時期は明確にせよということと、今後の対策についての考え方についてのご質問だというふうに思います。

まず、ご指摘の処分場は、現状は作業を今、中止してありまして、野積みの状態になっております。したがって、私もこのままでは決してよくないと、好ましくないと、再三、業者に対しても、計画的な搬出や仕分け、整備等を促すなどの指導を行ってまいりました。そのこともあってかというふうに思いますが、このたび、事業主の方から、早ければ来月中にも搬出の開始を行い、金属回収等の処理を行いながら、順次、搬出すると聞いております。1日の処理能力等の関係から、最終的になくなるのはいつかということはおわかっておりませんが、順次、減少していくというふうに考えているところでございます。

また、この種の集積場への環境的な対策でございますが、確かに法的措置が取れないという厳しい状況ではあります。しかしながら、ご指摘のように、決して現状のままではいいとは認識しておりません。したがって、廃掃法の適用ができませんならば、廃掃法は保管数量の制限とか積み上げの角度とか高さの制限とか、いろいろな騒音、流出の問題、そういうものの対策を講じるように、

実は規制がうたわれているところがございます。したがって、これらに準じた指導ができないか、内部で関係各課も集めて検討を行っているところであります。

また、雨ざらし、日ざらしの状況が悪いだと、それが好ましくない状況を加速しているという状況につきましては、他の議員さん等からも指摘を受けておりますし、いろんなご指摘を受けておるところでございます。しかしながら、大体この地が、このような場所は市街化調整区域に位置することが多く、屋根等をかぶせるなどの構築物が原則的にできないと聞いておりますが、屋根をかぶせるなどの方策ができないものか。地下浸透を防ぐには一番それが効果的だというふうに考えているものですから、他都市の状況とか、そういうものも研究して、何らかの改善策ができないか、早急に検討・研究を行うよう内部で検討を始めたところでございます。

よろしくご理解のほどをお願いいたします。水道局長(峯 繁紀君) 長崎市は、ご承知のように、大きな河川とか地下水に恵まれておりませんで、水源の確保につきましては、本当に市内の多数の小規模ダム、市域外のダムに依存している状況でございます。水道局も今まで水源の巡回とか河川の取水堰のごみの除却等に努めているところでございますけれども、何分、水源の数が多いということもございまして、特にまた、水源の上流の範囲が広いと、そういったことで十分な監視が行き届いていないことも事実でございます。

先ほどちょっとお話がありましたけれども、PCBの話がございました。私どもの方も、これは本年2月28日に現地を調査いたしまして、そのときに約380台ぐらいの廃車を確認いたしました。そのときに4台のトランスも確かにございました。これをメーカーに対して、トランス内のPCBの有無について問い合わせをしましたけれども、4台すべてのトランスには、PCBは使用されていないことが判明いたしております。

私たちも、こういったことを非常に憂慮しながら、水質の問題についてかかわっているわけでございますけれども、水質の汚染の問題につきましては、一つは、環境の保全という面的な大きな視点からのとらえ方と、それから水道局としては、あくまでも良質な水と、特に水源といたしている

こういった河川類につきましては、特に影響が大きいということで監視の強化が必要だろうということを考えております。

ただ、これまで行政の方も縦割り行政と言われておりましたけれども、これは環境の問題だから環境部の方にとか、これは水だから水道事業の方にとか、あるいは河川課の方にとか、そういった時代は過ぎてしまっておりまして、これは十分に考え直す必要がある。行政は一体となって情報の交換を密に行いながら素早く対応することが必要であるかなということは認識しております。

そういった意味も含めまして、現在、議員ご指摘の点につきましても、関係部局が一体となりまして、やはり強い連携が必要であろうかなと、そういったところに私たちも良質な水源を求めながら、いい水を市民の皆様に供給することに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

商工部長(石崎喜仁君) 大型店の再質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、他都市におきましては、確かに、まちづくり条例、要綱等が制定されているようでございます。京都市を除きまして、どの自治体も一定規模以上の店舗面積を持つ物販店舗や住宅地における深夜営業の飲食小売店舗などの出店については、あらかじめ自治体に届け出ること、近隣住民への説明会を開催することとし、自治体の長は、生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、有識者で構成する審議会の意見を聞き、出店予定者と協議、結果を公表するといった一連の手続きを定める条例や要綱を定めております。

京都の場合は、すぐれた文化遺産と自然環境が蓄積された千年の都でございますので、これら開発につきましては、構想段階で市への計画の届け出と市長の協議を義務づけたものであり、市民は、この構想に対しまして意見を提出できるほか、市は、基本構想・基本計画のほか、市内を7種類のゾーン、11地域に分け、ゾーンごとのまちづくりと商業集積の方向性を示すとともに、都市構造、地域構造ごとのまちづくりと商業集積の方向性を示すとともに、店舗面積の上限を目安とした商業集積ガイドプランなどに照らしまして、必要な場合は、指導や助言ができるようになっております。

これら他都市の状況等も私たちは十分に精査しながら、今後は、都市計画部と十分相談いたしまして、この条例の中での届け出の中での協議という形でやっていきたいと思っております。

そういうことから、昨年12月には1,000平方メートル以下、いわゆる中規模の小売店舗の要綱につきましても、長崎市は設定した次第でございます。

次に、雇用対策事業でございますが、長崎市は、長崎県緊急雇用対策補助金としまして、長崎市への配分が大体2億500万円程度あっております。今、国会でも雇用対策事業につきましては、一定の予算措置もなされているようでございますので、これら国の予算等対応しながら、その時点で長崎市の独自の政策をどうするか、これらはまた議会に相談しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

17番(中田 剛君) 純心大学のそばの埋立地は、前向きに行政としても処理をしていく努力をするという判断が示されたんだろうと思うんですが、それはそれとして、私も理解をしたいと思えます。一つ、そういう点では、ただ、量が多いですから、実際、具体的にどうするんだろうかという点もありますので、私は、これは単に任せるということではなくして、やはり行政がすかついた指針を示していかなければいけないと思うんですよ。そういう点で、ぜひひとつ話し合いも持って、この点については、行政が対応していくということを確認しておきたいというように思いますが、いま一点、鹿島神社の近くの車置き場、先ほどの答弁はそれに関連した答弁、いわゆる倉庫その他の部分も入っているんじゃないかというように思うんですが、実は、そこに搬入をする道路が、市道があるんですね。

話に聞きますと、前にその市道と農道の計画があって、それを大体つないだルートをつくっていくという計画であったみたいですが、その中心のところに、いわゆる団地開発の準備が一定計画があって、そして計画予定地がその中に入ったというようなこともあって、最終的には断念されているわけですが、この車が積まれているところは、ですから、その前にぴしゃっと市道が通っているんです。そういう点ではね、立派に市道があるんです。ところが、その市道の入り口のところには、

いわゆるポールを立てられて車は入れない。じゃ、業者はどうしているのかと、関係者にはかぎを渡してあると、こういう状態なんですよ。これは管理のあり方としても、私は余りいい姿ではないんじゃないか。これが環境部の責任かどうかはわかりませんよ。余りいい方法ではないんじゃないかと思うんです。ポールを立てて、いわば市道でありながら、かぎを持っている人だけが自由に入ると、こういう形になりますと、市当局がこれらについては目をつぶっているんじゃないかと、こんな言われても仕方ないと思うんですよ、私は。その辺についても、これはどこが答えるんですか、土木部が答えますか。一定、見解を最終的に私はこれは聞かせておっていただきたいと思えます。

それから、この地域が具体的に、そういうごみが多いということで水道局長からの見解もちょっと聞かせていただきましたが、どうも縦割り行政だというのは環境部への批判なのか、これまでの姿なのか、私は聞いておってどっちなんだろうかというように思っていました、いずれにしても、私が大事なことは、連携がなかったということです、これまで。全く連携がなかったということです。まさに縦割り行政なんですよ。

だから、今後の取り組みのこともあるわけですから、そういう点は、ひとつ連携を密にして、具体的にすっきりした対応を要請しておきたいというように思います。

改めて、再質問の中身にちょっと入りたいと思うんですが、一つは、先ほど指摘をしました大店立地法とまちづくり3法にかかわる問題ですね。他都市の状況等も幾らか示されましたが、私は、長崎市でも具体的に研究してみる必要があるんじゃないかというように思うんです。

先ほどは、確かに大型店に対する、それは利便さというのがありますから、市民の皆さんの歓迎という意味もあるでしょう。しかし、具体的には、地域経済が実際上は、そういう大型店の進出でかなり厳しい状況にあるというのは、もうだれもが今認めているところです。実態として。その辺は前向きな姿勢として検討していただきますように要請をしておきたいと思えます。

市町村合併の問題に入りたいと思えますが、時間が十分ではありませんので、少しはしょった形で質問をしたいと思えますが、総務部長、これは

全体として、いわばこういう市町村合併に向けていろんな検討会その他を設置して話を進めたら、この流れというのは、いわば任意の合併協議会という形に大体入っていった、その後が法定協議会と、もう任意の合併協議会に入るときには、どちらかという外堀が埋められてきて、その実態の中身というのは、もう大体調査もすべて終わって、結論もほぼ出てくるような、そういう協議会に全国的に発展しているところはたくさんあるんですよ。全国的には、私は、これは非常に憂慮すべき状況だろうというように考えているわけですが、その辺との関係は、総務部長として、どのように考えておられるんでしょうね。一定の危惧を持っておられるのか。その辺は、行政としては特に配慮を要するところではないかというように率直に思います。

したがって、そういう点での判断を聞かせていただきたいというように考えています。

それから、国保の保険証にかかわる問題、資格証明書の問題ですね。これは、これまで国民健康保険の財政も大体、端的に言いますと20億円近くの滞納額があるとずっと言われてきていますので、いわゆる国保の対象者の方の中でも、それなりの数の方が、いわば滞納になっているという状況があるわけですね。現実にあります。私は、そういう滞納にある状態の方々の気持ちを判断する場合に、今の社会情勢の反映というものを率直に見る必要があると思うんですよ。納税の意識がなくて故意に納めていないのか。私は、大半の方はそうではないと思うんです。やはり今の生活実態、社会情勢の中から、納めたいと思っても、なかなか困難な側面があるというのが、今の現状には横たわっているのではないのでしょうか。

私は、今度の資格証明書の問題というのは、端的に言いますと、いわば故意に、そういう方がおられるかどうか分かりません。悪質滞納者と、こう言っていますから、部分的におられるのかもしれませんが、すべて一まとめにしようという、そういう判断の仕方というのは間違いだと思うんですよ。やはりそういった方々の声をぴしゃっと聞いて、保険証としての権利は権利として行使してもらおう。同時に、義務としての納税も果たしてもらおう。それは別問題として切り離して、率直な形で相談をされるのが、むしろフェアで私はいいというよう

な感じがするんですよ。

そういった点で、これは国保課の基本的な態度ということになっていきますので、厳密にしておっていただきたいと思いますが、そういう点に対する考え方を聞かせていただきたいと思います。

実際、今、資格証明書ではないですけども、短期保険証というものが出されていますね。これを使っている方も、みんな医療機関に行ったときには、恥ずかしい思いがするという形で使っているんじゃないんです、多くの方は。そういう声は率直に出されるんですよ。そういう状況にありながらも、いわばあれでしょう、約1万3,400世帯近くですか、16%近くの方々が、そういう対象になっているという状況にあるわけですから、私は、そういう点からいきますと、資格証明書の発行の問題を今、要綱として進めていこうとしている内容からとらえていくと、これは重要な問題だと率直に考えています。ひとつ、そういう点で見解があればお聞かせいただきたいと思います。

当面、2点についてご答弁をいただきたいと思います。

土木建築部長(向井正人君) 市道三ツ山町8号線でございますけれども、昭和63年から平成3年度に工事を行った市道でございます。私も3月3日土曜日、現地の方に調査に行きまわりました。確かに、入口に車止めがございます。

先ほど答弁があったように、ここら付近が廃自動車等の不法投棄場所であったということで、平成11年に土木建築総務課の方で車止めを設置しております。

今後、市道でございますので、そういうことは好ましいことではございませんので、庁内でよく協議を行いたいと思います。

以上でございます。

総務部長(岡田慎二君) 市町村合併についてのスケジュールの件で考え方を申し述べたいと思いますが、いろんな準備会の中から任意の合併協議会、それから法定の合併協議会と、スケジュールはそうなっておりますけれども、一つには、任意の合併協議会そのものは、合併するかしないかも含めて協議をする場であるということ、まず一つ申し上げたいと思いますが、先ほど外堀というお話がありましたが、少なくとも、私どもといたしましては、市町村の合併は、関係する地域の将

来像とか、それから地域の独自性あるいは地域住民の方々の生活に大きな影響を与えるということがございます。そのために、その推進に当たりましては、関係する住民はもとより、議会、行政を含め、全体としてともに合併してまちづくりをやっていこうという機運が一致するということが非常に重要なことではないかというように考えておりますので、そのためにも多くの資料を提示しまして、いろんなご議論をする中で、その方向性を決めていただくのが一番重要だというふうに考えております。

以上でございます。

市民生活部長(高谷洋一君) 国保の資格証明書  
の件でお答えいたします。

資格証明書の交付が法律で義務づけられたということで、我々も取り組まざるを得ませんけれども、あくまでも、やみくもに資格証明書を出すのが目的ではございませんで、国民健康保険も非常に財政状況が厳しい中で滞納もふえております。その中で、納税相談等になかなか応じてもらえない、我々からすると、何回訪問しても会うことができない、呼び出してもお見えにならない、おまけに全然払っていただけない。これは被保険者の公平という面でも非常に問題がありますので、限定的にいろいろ調査をして、最終的にやむを得なければ資格証明書を交付するというふうに考えております。

交付に当たりましては、恣意にわたることを避けるために、資格証明書の交付判定委員会というようなものを今つくろうかという検討もいたしておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

17番(中田 剛君) 土木部長ですね、部長は耳に入っているかどうかわかりませんが、今は撤去されましたけれども、あの市道には廃車された車がずっと置いてあったんですよ。知っているんでしょう。そこまでいったんですよ。問題点を指摘すると、両サイドの私有地の方に持っていかれたのか、ほかのところに搬出をされたかわかりませんが、事はそういうところまでいっているんですよ、状況として。これは率直に言って、私は、後から協議しますという形では、もっと率直な答弁を得られるんじゃないかと思うんですが、そういう点は、これもやはり横の連携の関係とい

うことになるんでしょうかね、なかなかうまくいっていないと率直に思います。ひとつ前向きに、ぜひご検討をしていただきたいと思います。

見解があればお示しをください。

それから、資格証明書の件です。今、答弁がありましたけれども、厚生労働大臣は、かなり悪質な滞納者に限定するという形の、そういう発言をしていますね。これは具体的には、最も悪質な滞納者というのは、どういう範囲を指しているんですか、具体的に。非常にわかりにくいんです。この辺の見解を聞かせていただきたいと思います。

あと、時間の関係もありますので、そういう点の指摘にとどめたいと思いますが、特に、不況対策についての就労事業の関係ですね、緊急地域雇用特例交付金、これは全国でもかなり研究されて、雇用創出を編み出す大きな努力をされておりますね。結局、民間にそのまま丸投げしても、それが直接雇用につながらないとか、あるいは雇用の増大が見込めないというような分野も端的に言うところなんです。

地方自治体はそうではなくて、どういう仕事をどういう形で出していくと、實際上大きな雇用効果を上げるかというところを相当真剣に研究をしているんな努力、全国にはいろいろな例があります。私は、そういう点も一つの参考にしながら、今後、努力をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えています。

あと、それぞれの内容について、問題点を具体的に討議できなかった部分というのは、今後の委員会の中でも、さらに論議を深めていきたいと思っておりますので、先ほど指摘をやりました2点について、水道局長、横の連携の関係も含めて3件ですが、時間があと5分程度ありますので、その中で、ひとつご答弁をぜひいただきたいと思います。

土木建築部長(向井正人君) 市道三ツ山町8号線に放置されている車両につきましては、市道を無断で使用しているものでございます。私どもも調査をいたしまして、車が18台、ミニバイクが約10台ということで、数量は把握をしております。

今後、市道上にある分につきましては、指導をしまいいりましたけれども、今後また、環境部と一緒に指導をしまいいりたいと考えております。

以上でございます。

市民生活部長(高谷洋一君) 国民健康保険の資格証明書の件でございますが、悪質な保険税滞納者とは、我々の考えでは、十分な担税能力があるにもかかわらず、また、督促や催告に行っても納税相談や指導にも応じないと、また、滞納処分を免れるために、意図的に財産の名義変更を行うような者を想定しているわけですが、具体的には、今後、本市の実情に即した資格証明書交付に係る事務取扱要綱を策定したいと思っておりますので、その中で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

水道局長(峯 繁紀君) 水源の問題とあわせて環境保全という問題から、水道局の方でご答弁をさせていただきますけれども、長崎市内は地形上、どうしても小さな河川というのがありますけれども、そういった河川上に住宅が張りついて、また、経済活動も行われている。そういったいろいろなケースが今あって、特に長崎市の場合は密集しているという感じがあります。その中で油の問題とか、今、議員さんがおっしゃいましたいろいろな有害物質の問題も含めて、私たちも検討をしていく必要があるわけでございますけれども、こういった問題につきましては、やはり水道局というだけでは限界もあるということで、私は今後、環境部とか行政の関係部局が集まって、すぐ対策協議会みたいなものをつくって対応することも必要ではないかというふうに考えているわけです。

今のご指摘の点につきましても、いろいろなケースがあると思えますけれども、それはお互いのいろいろな巡視とか監視とか、そういった中で情報の交換が一番大事ではないかなというふうに私は思っております。

今後とも、水質保全上の観点から申し上げますと、環境部を初め関係各部と連携を取りながら、業者への指導とか、あるいは監視体制の強化に努めていく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(野口源次郎君) これをもって、市政一般質問を終了いたします。

次に

日程2

第39号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

を議題といたします。理事者の説明を求めます。総務部長。

総務部長(岡田慎二君) 第39号議案「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」についてご説明申し上げます。

この条例は、本市の特殊勤務手当について抜本の見直しを行い、その適正化を図ろうとするものでございます。

今回の見直しに当たりましては、特殊勤務手当の本来の趣旨であります著しく危険、不快、不健康または困難な業務で、給与上特別な考慮を必要とする手当であるかどうかという観点から、個々の業務内容及び業務実態について改めて精査し、さらには、今日の社会経済情勢等を考慮した上で手当の廃止等を検討いたしました。

その結果、本条例に係る手当につきましては、廃止するものが3手当、一部廃止または見直しを行った手当が6手当でございます。そのほか、存続する手当につきましても、それぞれの特長に基づき類似の手当を統合いたしましたので、改正前30手当であったものを、改正後の手当数は21としようとするものでございます。

なお、単純な労務に雇用される職員及び水道局の企業職員については、別途、単純な労務に雇用される一般職の職員の給与に関する規則及び企業職員の給与に関する規程により定めることとなりますが、それらを含めた手当の数は、全体で現行47手当が廃止・統合等により23手当にしようとするものでございます。

また、今回の見直しの結果、存続することとした手当につきましては、平成3年の改定以降、手当額が据え置かれていることもあり、国や類似都市の手当額との均衡を考慮し、一部の手当について、その額を改定しようとするものであります。

さらに、今回、廃止または減額しようとする手当の一部につきましては、激変緩和のための経過措置を講ずることとしたいと考えております。

以上が今回の見直しの概要でございますけれども、見直しの結果、平年度における手当額は、おおむね現行3億3,800万円が2億5,200万円となり、8,600万円の減額となる予定でございます。

以上でございます。

議長(野口源次郎君) これより質疑を行います。質疑を終結いたします。